

# 自転車運転ルールが変更されたことをご存知ですか？

2015年6月1日の道路交通法一部改正により、自転車の取り締まりが強化されました。

これにより、自転車の「危険行為」が定義づけられ、危険行為を3年以内に2回以上繰り返した場合、「自転車運転者講習」を受けることが義務付けられます。

また講習命令に違反した者には、5万円以下の罰金が科せられます。

該当する「危険行為」は以下の14項目となります。

- ① 信号無視
- ② 通行禁止違反（右側通行は一発アウト）
- ③ 歩行者専用道での徐行違反等（基本的に車道走行、歩道では徐行）
- ④ 通行区分違反
- ⑤ 路側帯の歩行者妨害
- ⑥ 遮断機が下りた踏み切りへの進入
- ⑦ 交差点での優先道路通行車妨害等
- ⑧ 交差点での右折車妨害等
- ⑨ 環状交差点での安全進行義務違反等
- ⑩ 一時停止違反（一旦停止して、地に足を付ける）
- ⑪ 歩道での歩行者妨害
- ⑫ ブレーキのない自転車運転
- ⑬ 酒酔い運転
- ⑭ 安全運転義務違反（傘さし運転、イヤフォンをつけたままの運転はアウトの可能性）



本学周辺でも、車道の右側を走行している自転車や、イヤフォンをつけたまま走行している姿をよく見かけます。自転車を利用する方は注意してください。